

危険物船舶運送及び貯蔵規則等の一部を改正する省令 新旧対照条表 目次

一	危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	1
二	特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）	3

改正案	現行
<p>第十三条（略）</p> <p>2 特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第一条の二、第一条の二の二、第一条の三、第一条の四第一項、第十五条の二から第十五条の三まで、第十五条の四から第十五条の十まで、第三十二条、第三十三条第三項及び第九項（同条第三項に係る部分に限る。）並びに第三十三条の二の規定は、前項の規定により危険物をばら積みして運送する場合に、これを準用する。この場合において、同令第十五条の五の二中「第十五条の三の二各号の積載方法」とあるのは、「告示で定める積載方法」と読み替える。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（コンテナの積載前における確認等）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>第三十一条の二 特殊貨物船舶運送規則第一条の二の三の規定は、危険物をコンテナに収納して運送する場合に、これを準用する。この場合において、同条第一項中「前条第五号に掲げる貨物の質量」とあるのは「コンテナの質量及び当該コンテナに収納されている物の質量を合計した質量」と、同条第二項中「コンテナヤード代表者」とあるのは「船長及びコンテナヤード代表者」と、同条第三項中「前条及び前項」とあるのは「前項」と読み替える。</p> <p>第三百九十五条の二 コンテナの荷送人が、第三十一条の二において準用する特殊貨物船舶運送規則第一条の二の三第二項の規定に違反してコンテナの質量及び当該コンテナに収納されている物の質量を合計した質量として虚偽の質量が記載された資料を船長若しくはコンテナヤ</p>	<p>第十三条（略）</p> <p>2 特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第一条の二から第一条の三まで、第一条の四第一項、第十五条の二から第十五条の三まで、第十五条の四から第十五条の十まで、第三十二条、第三十三条第三項及び第九項（同条第三項に係る部分に限る。）並びに第三十三条の二の規定は、前項の規定により危険物をばら積みして運送する場合に、これを準用する。この場合において、同令第十五条の五の二中「第十五条の三の二各号の積載方法」とあるのは、「告示で定める積載方法」と読み替える。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（コンテナの積載前における確認等）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

ード代表者（第三十一条の二において準用する同令第一条の二の三第二項のコンテナヤード代表者をいう。以下この条において同じ。）に提出し、又は第三十一条の二において準用する同令第一条の二の三第一項の規定に違反して同項各号のいずれかの方法による計量を行わずにコンテナの質量及び当該コンテナに収納されている物の質量を合計した質量が記載された資料を船長若しくはコンテナヤード代表者に提出したときは、二十万円以下の罰金に処する。

第三百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三百九十一条、第三百九十二条又は第三百九十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第三百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三百九十一条、第三百九十二条及び第三百九十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（略）</p> <p>第二章の二 穀類のばら積み運送（略）</p> <p>第二章 固体貨物のばら積み運送（略）</p> <p>第三章 木材の甲板積み運送（略）</p> <p>第四章 雑則（略）</p> <p>第五章 罰則（第三十三條の三―第三十八條）</p> <p>附則</p> <p>（質量の確定）</p> <p>第一條の二の三 貨物をコンテナ（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第十九條の三に規定するコンテナであつて底面積七平方メートル（上部にすみ金具を有しないものにあつては十四平方メートル）以上のものに限る。以下この條及び第三十七條において同じ。）に収納して運送する場合は、コンテナの荷送人は、船積み前に、告示で定める手順に従い、前條第五号に掲げる貨物の質量について、次の各号のいずれかの方法により確定しなければならない。ただし、本邦各港間において運送する場合その他の告示で定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 貨物が収納されているコンテナの質量を、告示で定める計量器を使用して計量する方法</p> <p>二 コンテナの質量及びコンテナに収納されている物の質量を、告示で定めるところにより個別に計量し、その合計を計算する方法</p> <p>2  コンテナの荷送人は、船積み前に、前項の規定により確定した質量を記載した資料をコンテナヤード代表者（コンテナの船積みを行う場</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（略）</p> <p>第二章の二 穀類のばら積み運送（略）</p> <p>第二章 固体貨物のばら積み運送（略）</p> <p>第三章 木材の甲板積み運送（略）</p> <p>第四章 雑則（略）</p> <p>第五章 罰則（第三十四條―第三十六條）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であつて、船長以外のものをいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）に提出しなければならない。

3 前条及び前項の規定により提出された資料に記載された質量が第一項の規定により確定されたものでなければ、コンテナを船積みしてはならない。

(適用)

第十五条の二 船舶に固体貨物をばら積みして運送する場合には、この章の規定に従つてしなければならない。ただし、次の表の上欄に掲げるものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる規定は適用しない。

区分	規定
国際航海（船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。）に従事しない船舶が航行する場合	次条、第十五条の三の三及び第十五条の六から第十五条の八まで
(略)	(略)

第三十六条 (略)

(削る)

第三十七条 コンテナの荷送人が、第一条の二の二（同条第五号に係る部分に限る。）の規定に違反して虚偽の貨物の質量が記載された資料を船長に提出し、又は第一条の二の三第一項の規定に違反して同項各号のいずれかの方法による計量を行わずに貨物の質量が記載された資料を船長に提出したときは、二十万円以下の罰金に処する。

2 コンテナの荷送人が、第一条の二の三第二項の規定に違反して虚偽の貨物の質量が記載された資料をコンテナヤード代表者に提出し、又

(適用)

第十五条の二 船舶に固体貨物をばら積みして運送する場合には、この章の規定に従つてなければならない。ただし、次の表の上欄に掲げるものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる規定は適用しない。

区分	規定
国際航海（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第一項の国際航海をいう。）に従事しない船舶が航行する場合	次条、第十五条の三の三及び第十五条の六から第十五条の八まで
(略)	(略)

第三十六条 (略)

2 (略)

(新設)

は同条第一項の規定に違反して同項各号のいずれかの方法による計量を行わずに貨物の質量が記載された資料をコンテナヤード代表者に提出したときも、前項と同様とする。

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

(新設)